

尼崎市監査公表第12号

出資団体等監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長等から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成27年9月15日

尼崎市監査委員 今 西 昭 文

同 堀 智 子

同 丸 山 孝 宏

同 長 崎 寛 親

措置通知表【出資団体監査】

| | |
|---------------|---|
| 1 監査対象団体名 | 公益財団法人 尼崎市総合文化センター |
| 2 措置を講じた局又は団体 | 公益財団法人 尼崎市総合文化センター |
| 3 監査結果報告日 | 平成27年3月24日 |
| 4 措置通知日 | 平成27年9月 7日 |
| 5 監査結果の内容 | <p><u>小口現金の取扱いについて</u> 小口現金で支出したにもかかわらず、小口現金の年度末時点の残高について、現金の確認をせず、誤った金額を決算書に記載し、当該支出を未払金としていた。 また、小口現金の支給の遅延や、報告書に記載誤りがある事例が複数見受けられ、現金の取扱いが適正に行われていなかった。</p> <p><措置を求める事項> 現金の取扱いについては、事故防止の観点から、規程を再度整備し、厳格な確認・運用を徹底すること。</p> |
| 6 措置の内容 | <p>正確な小口現金管理のために、小口現金の入出金がある時は必ず小口現金出納帳と現金の確認を複数人で行うなどチェック体制を強化しながら、より一層慎重に事務処理を行います。</p> <p>また、事故防止の観点から、できる限り小口現金の使用回数を減らすため、平成27年度から立替払制度を新たに導入し会計処理規程の整備を行いました。</p> |

措置通知表【出資団体監査】

| | |
|---------------|---|
| 1 監査対象団体名 | 公益財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団 |
| 2 措置を講じた局又は団体 | 公益財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団 |
| 3 監査結果報告日 | 平成27年 3月24日 |
| 4 措置通知日 | 平成27年 6月26日 |
| 5 監査結果の内容 | <p><u>消防訓練について</u></p> <p>記念公園において、消火訓練及び避難訓練を年2回実施すべきところ、1回しか実施しておらず、法令等で定められた回数を満たしていなかった。また、シティスポーツクラブ尼崎(WOODY)においても、消防計画どおりに消防訓練を実施していなかった。</p> <p><措置を求める事項></p> <p>不特定多数の人が出入りする施設での消防訓練については、その重要性を十分に認識したうえ、法令を遵守し、適正に行うこと。</p> |
| 6 措置の内容 | <p>記念公園におきましては、平成26年度より法令等に定められた総合訓練を平成26年11月と平成27年3月の年2回実施し、今後も、法令及び自衛消防訓練実施計画に基づき、適切に実施するよう徹底してまいります。</p> <p>また、シティスポーツクラブ尼崎におきましては、提出済みの自衛消防訓練実施計画に基づき、平成26年度は平成26年10月と平成27年3月に総合訓練を実施いたしましたが、平成27年度以降につきましては、法令の基準を満たす年1回の総合訓練の実施とするよう消防計画を変更し届出いたしました。</p> |

措置通知表【出資団体監査】

| | |
|---------------|--|
| 1 監査対象団体名 | 公益財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団 |
| 2 措置を講じた局又は団体 | 公益財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団 |
| 3 監査結果報告日 | 平成27年 3月24日 |
| 4 措置通知日 | 平成27年 8月 7日 |
| 5 監査結果の内容 | <p><u>施設使用料等の徴収業務について</u> 記念公園の指定管理業務における施設使用料等の徴収業務について、尼崎市スポーツ振興事業団の領収した金額と市への納付金額との間に過払いや過少払いがあった。 また、青少年いこいの家においても、施設使用料等の領収金額に対して市への納付金額が過払いとなっていた事例があった。 これらの事例では、月次及び決算においてもその誤りが看過されていた。</p> <p><措置を求める事項> 公金については、効率的かつ効果的なチェック体制に改め、適正な取扱いを行うこと。</p> |
| 6 措置の内容 | <p>記念公園につきましては、日々の精算時の確認作業に加え、翌日以降速やかに管理課管理係の会計補助員が責任をもって同様のチェックを行い、更に1ヶ月分の集計は、総務課総務係におきましてもスマイルネットから出力される月例集計表と1ヶ月分の現金出納日計簿とのチェックを行ったうえで、尼崎市の所管課である公園課にスマイルネットから出力される月例集計表と1ヶ月分の現金出納日計簿を送付することといたしました。</p> <p>また、いこいの家につきましても、これまで一担当者で行っていた事務手続きに加え、翌日以降速やかに館長が同様のチェックを行い、更に1ヶ月分の集計は、総務課総務係においても同様のチェックを行ったうえで、尼崎市の所管課である青少年課に、1ヶ月分の現金出納日計簿を送付することといたしました。</p> <p>なお、尼崎市に対する施設使用料等の過納、過少払い等は、過年度分の会計処理といたしまして、記念公園の過少払い分は、平成27年1月30日に支払い、過納分は平成27年2月6日に還付を受け、また、青少年いこいの家の過納分は、平成27年5月15日に還付を受けております。</p> |

措置通知表【指定管理者監査】

| | |
|---|-------------------------|
| 1 監査対象団体名 | 日本管財株式会社及び株式会社東急コミュニティー |
| 2 措置を講じた局又は団体 | 都市整備局 |
| 3 監査結果報告日 | 平成27年 3月24日 |
| 4 措置通知日 | 平成27年 9月14日 |
| <p>5 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>収支状況等の確認について</u> 都市整備局は、月例報告において保守管理業務などの実施状況の提出を求めていなかった。また、事業報告書において、管理経費等の収支状況を予算額で提出されたものを受領し、管理経費等の支出内容等の適正性を確認していない状態が続いていた。 (住宅管理担当)</p> <p><u>修繕費の支出内容等について</u> 都市整備局は、年度協定で定める修繕費について、他の経費で支出すべきものや年度協定の変更を行ったうえで支出すべきもの、市営住宅等の維持管理に該当しないものについて、修繕費で執行させているものがあつた。 また、量水器改修工事費において、すでに修繕費で実施させた分について二重に支払っていた。 (住宅整備担当)</p> <p><措置を求める事項> 都市整備局は、指定管理者制度にかかる法の趣旨を踏まえ、民間能力を活用する一方で、公の施設の設置者としての責任を十分自覚し、①管理状況の把握、②各経費の執行内容等の精査、③それに基づく指定管理者への的確な指導を通して、適正な施設管理及び予算執行に努めること。</p> | |
| <p>6 措置の内容</p> <p>保守管理業務の実施状況については、平成27年4月より、指定管理者へ月例報告書の提出を求め、保守管理業務ごとに実施日、実施業者、点検結果の報告を受け、実施状況を確認するようにしました。事業報告書における管理経費等の収支状況については、平成26年度分より、項目ごとに実施経費を記載するようにし、管理経費等の支出内容等の適正性を確認するようにしました。</p> <p>修繕費の支出内容等については、他の経費で支出すべきものは、修繕費で執行しないものとして適切な処理を行うよう指定管理者を指導し、現在は、適切な処理がなされております。年度協定の変更を行ったうえで支出すべきものがあつたことについては、今後、年度協定の変更を行った上で支出します。市営住宅等の修繕費に該当しないものについては、平成27年度協定書において、一般管理費の中に新たに項目を設け、その中で執行するようにしました。量水器改修工事費の二重支払いの過払い分については、指定管理者へ返還請求を行い、返還させました。</p> <p>今後は、公の施設の設置者として指定管理者制度にかかる法の趣旨を踏まえ、適正な管理運営を確保すべき責任を十分自覚し、指定管理業務の管理状況の把握については、月例報告を受け、その内容について十分把握してまいります。また、各経費の執行内容等の精査については、指定管理者が経費の用途について判断に迷う場合は、事前に市と十分に協議し、適正に支出するよう指定管理者を指導徹底するとともに、本市職員も適正な支出かどうかを厳正にチェックしてまいります。こうした指定管理者への的確な指導を通じて、適正な施設管理及び予算執行に努めてまいります。</p> | |